山形県商工業振興資金融資制度
要　綱　集

（令和８年１１月１日）

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

目　次

山形県商工業振興資金融資制度要綱..... 1

山形県商工業振興資金融資制度取扱要領..... 57

山形県商工業振興資金（災害対策資金）に係る
商工業関係被害の調査実施要領..... 68

山形県商工業振興資金融資制度要綱

昭和57年４月１日制定
令和８年11月１日最終改正

（目的）
第１条　この要綱は、県内企業の経営の安定と競争力の強化のために必要な資金を融資し、もって本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　中小企業者　中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者をいう。ただし、経営革新関連保証又は経営力向上関連保証を利用する場合は、中小企業等経営強化法第２条第５項に掲げる特定事業者をいい、地域経済牽引事業関連保証を利用する場合は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２条第４項に規定する特定事業者をいう。
(2)　小規模企業者　中小企業信用保険法第２条第３項に規定する小規模企業者をいう。
(3)　取扱金融機関　県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合並びに株式会社七十七銀行、株式会社北都銀行、株式会社東邦銀行及び株式会社商工組合中央金庫の県内各支店をいう。

（資金の種類）
第３条　この要綱に基づき融資する資金は次のとおりとする。
(1)　産業活性化支援資金
(2)　地域産業振興特別資金
(3)　事業承継・M&A促進資金
(4)　開業支援資金
(5)　観光振興資金
(6)　産業立地促進資金
(7)　環境保全促進資金
(8)　小規模企業資金
(9)　経営安定資金
(10)　地域経済変動対策資金
(11)　中小企業再生支援資金
(12)　経営改善サポート借換資金
(13)　流動資産担保資金
(14)　災害対策資金
(15)　脱炭素社会推進資金
(16)　長期借換サポート資金
(17)　経営改善サポート再生支援資金
(18)　100億企業創出支援資金

２　前項の各資金の融資対象者、資金使途、融資限度額、融資条件等は別表のとおりとする。
３　この融資制度を利用する者１人当たりの融資残高は、産業立地促進資金、新型コロナウイルス感染症対応資金及び脱炭素社会推進資金第３号を除く各資金の残高を合計して３億円を超えることができない。また、産業立地促進資金及び脱炭素社会推進資金第３号の残高を合計して30億円を超えることはできない。

（融資の制限）
第４条　次のいずれかに該当するときは、この要綱に基づく融資を受けることができない。
(1)　融資を受けようとする者が、次条に定める認定書の交付を受ける前に、融資の目的となる事業に着手している場合。ただし、やむを得ない事情があるとして様式第26号により着手前に認定機関に協議し、認定機関が承認した場合はこの限りではない
(2)　融資を受けようとする者が、事業を行うために必要となる許認可を得ていない場合
(3)　融資を受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合
①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）
③ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
④ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
⑤ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
⑥ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
⑦ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(4)　その他知事が別に定める場合

２　県外における事業所の整備及び県外の事業所で使用する設備等の整備は、この要綱に基づく融資の対象とならない。ただし、事業承継・M&A促進資金第１号を利用する場合にはこの限りではない。

（申込手続き）

第５条　融資を受けようとする者は、取扱金融機関を通じ、別表に定める認定機関に認定申請書を提出するものとする。ただし、小規模企業資金及び流動資産担保資金については、信用保証協会が定める信用保証委託申込書をもって認定申請書に代えることができるものとする。

２　産業廃棄物処理施設の新設又は大規模な増設を行う場合若しくは産業立地促進資金を利用する場合においては、認定機関は、地元市町村から意見書（様式第15号）を徴するものとする。

３　認定機関は、認定申請書及び意見書の内容を審査し、申請された資金の要件に合致していると認められるときは、認定書を交付するものとする。ただし、小規模企業資金及び流動資産担保資金については、信用保証協会が発行する信用保証書をもって認定書に代えることができるものとする。

４　取扱金融機関は、認定書の交付を受けたのち資金を融資するものとする。

（預託）

第６条　県は、この融資制度を実施するため、取扱金融機関に対し、予算の範囲内で融資原資を預託する。

２　前項の預託は無利息とする。

３　取扱金融機関は、次の表の左欄に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ右欄の金額を融資するものとする。

産業活性化支援資金	預託額の４倍以上 ただし、別表産業活性化支援資金の項融資利率の欄ただし書の規定に該当する場合は、３倍以上とする。
地域産業振興特別資金	預託額の３倍以上 ただし、別表地域産業振興特別資金の項融資対象者の欄第２号に該当する場合は2.5倍以上とし、同号に該当し、かつ、同項融資利率の欄第２号ただし書の規定に該当する場合及び同項融資対象者の欄第３号に該当する場合は２倍以上とする。
事業承継・M&A促進資金	預託額の２倍以上 ただし、別表事業承継・M&A促進資金の項融資利率の欄ただし書の規定に該当する場合は４倍以上とする。
開業支援資金	預託額の２倍以上 ただし、別表開業支援資金の項融資対象者の欄第２号に該当する場合は3.5倍以上とする。
観光振興資金	預託額の３倍以上
産業立地促進資金	預託額の３倍以上
環境保全促進資金	預託額の４倍以上
小規模企業資金	預託額の7.3倍以上 ただし、信用金庫にあっては預託額の3.9倍以上とし、信用組合にあっては預託額の2.5倍以上とする。

経営安定資金	預託額の４倍以上
地域経済変動対策資金	預託額の４倍以上
中小企業再生支援資金	預託額の４倍以上
経営改善サポート借換資金	預託額の４倍以上
流動資産担保資金	預託額の４倍以上
災害対策資金	別に定める
長期借換サポート資金	預託額の４倍以上
経営改善サポート再生支援資金	預託額の４倍以上
脱炭素社会推進資金	預託額の４倍以上 ただし、別表脱炭素社会推進資金の項融資利率の欄第１号ただし書の規定に該当する場合は、３倍以上とする。 ただし、別表脱炭素社会推進資金の項融資対象者の欄第２号及び第３号に該当する場合は、2.5倍以上とする。 ただし、別表脱炭素社会推進資金の項融資利率の欄第２号ただし書の規定に該当する場合は、２倍以上とする。
100億企業創出支援資金	預託額の４倍以上

（報告）

第７条　取扱金融機関は、毎月の融資状況について、融資実績表（様式第17号）及び融資明細表（様式第18号）により、翌月10日までに、県に報告するものとする。

２　商工会議所、商工会及び信用保証協会は、毎月の認定状況について、認定実績表（様式第19号）により、翌月５日までに、県に報告するものとする。

３　県は、この融資制度を実施するため必要があると認めるときは、商工会議所、商工会、信用保証協会及び取扱金融機関に対し、いつでも報告を求め、又は検査を行うことができる。

（繰上償還）

第８条　取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次のいずれかに該当することとなったときは、繰上償還させるものとする。

(1)　融資を受けた資金を目的の事業に使用しないこととなったとき

(2)　融資の申込みに虚偽があったとき

(3)　融資を受けた者が、第４条第１項第３号①から⑦までのいずれかに該当することが判明したとき

２　取扱金融機関は、前項の規定に基づく繰上償還のほか、任意の繰上償還、代位弁済、担保実行等により約定期間より早期に返済を受けた場合は、繰上償還等報告書（様式第20号）により県に報告するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この融資制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（令和８年10月26日改正）

１　この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

２　この要綱の施行前に、改正前の山形県商工業振興資金融資制度要綱に基づき取扱金融機関が行った融資に係る取扱いについては、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

資金名	融資対象者	資金使途
産業活性化支援資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの ・新商品・新サービスを提供するための事業を行うもの ・技術力・生産性向上を図るための事業を行うもの ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行うもの ・試験研究・新商品の開発を行うもの ・DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を図るための事業を行うもの ・人手不足の解消を図るための働きやすい職場環境の整備を行うもの	左欄の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金
地域産業振興特別資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの (1) ・山形うまいもの創造支援事業費補助金を受けて事業を行うもの ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けて事業を行うもの ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業の認定を受けて事業を行うもの ・中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画に掲げる事業を行うもの ・ＢＣＰ（事業継続計画）の策定及びＢＣＰに基づいた対策を行うもの ・中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けて事業を行うもの ・事業用建築物の耐震改修を行うもの (2) ・自動車、自動車部品又は航空機部品の生産設備を導入するもの ・有機エレクトロニクス関連製品の生産設備を導入するもの ・バイオ技術を活用する事業の生産設備を導入するもの ・中小企業等経営強化法に基づく経営革新の承認を受けて事業を行うもの ・新分野進出を行うもの（別会社又は組合を設立して新分野進出を行う場合を含む。） ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて事業を行うもの (3) ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を受けて事業を行うもの ・中小企業まるっとサポート補助金を受けて事業を行うもの ・100億宣言企業応援補助金を受けて事業を行うもの ・生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けて事業を行うもの ・中小企業等事業再構築促進事業補助金を受けて事業を行うもの ・中小企業新事業進出補助金を受けて事業を行うもの ・中小企業成長加速化補助金を受けて事業を行うもの ・中小企業省力化投資補助金を受けて事業を行うもの ・小規模事業者持続化補助金を受けて事業を行うもの ・デジタル化・ＡＩ導入補助金を受けて事業を行うもの ・中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）を受けて事業を行うもの ・情報処理の促進に関する法律に基づくＤＸ認定制度の認定を受けて事業を行うもの	左欄の各号の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金 （ただし、事業用建築物の耐震改修を行う場合は設備資金のみ）

融資限度額	融資期間	融資利率	担保及び保証人	認定機関	認定申請書等
１億5,000万円 （ただし、運転資金については5,000万円）	設備資金15年以内 （ただし、建物を新築（増築、改築を含む。以下同じ）する場合にあっては20年以内） （うち据置２年以内） 運転資金７年以内 （うち据置２年以内）	年1.8% （ただし、やまがたスマイル企業（ゴールドスマイル企業又はダイヤモンドスマイル企業に限る。）として認定を受けた場合又は雇用者給与等支給額を年1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合は、年1.6%とする。）	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第１号及び同様式に定める添付書類
２億円 （ただし、事業用建築物の耐震改修を行うものについては３億円。また、運転資金については8,000万円）	設備資金15年以内 （ただし、建物を新築する場合にあっては20年以内） （うち据置２年以内） 運転資金７年以内 （うち据置２年以内）	(1)年1.6% (2)年1.4% （ただし、小規模企業者については、年1.2%とする。） (3)年1.2%	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第２号及び同様式に定める添付書類

資金名	融資対象者	資金使途
事業承継・M&A促進資金	(1) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの ・他の事業者から事業資産等の譲渡を受け、当該事業を承継しようとするもの（ただし、県外事業者から事業資産等の譲渡を受ける場合は、新商品・新サービスの提供、技術力・生産性の向上、集客力向上・販路拡大、試験研究・新商品の開発のいずれかを目的とするものに限る。） ・第二創業を図ろうとするもの ・事業を引き継ぐ者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得しようとするもの ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けたもの (2) 次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの ・県内に本店又は主たる事業所を有し、中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者であって、信用保証協会の近代化資金保証制度(特定経営承継関連)を利用して、経営の承継を行うもの ・県内に居住しているもので、中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、信用保証協会の近代化資金保証制度（特定経営承継準備関連）を利用して、経営の承継を行うもの (3) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、信用保証協会の事業承継特別保証制度又は近代化資金保証制度（経営承継借換関連）を利用して、経営の承継を行うものとして県の認定を受けたもの	左欄の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金
開業支援資金	県内に居住しているもので、次のいずれかに該当するものとして商工会議所又は商工会（特定非営利活動法人にあっては県）の認定を受けたもの (1) 県内で新たに中小企業者として開業しようとするもの (2) 信用保証協会の近代化資金保証制度（再挑戦支援）を利用して、県内で再起業に取り組むもの	開業等に必要となる設備資金及び運転資金
観光振興資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの (1) 観光施設の整備を行うもの (2) 旅館業を営むものであって、既存設備の改善等により、顧客サービスの向上を図ろうとするもの	左欄の各号の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金 （ただし、(2)に該当する場合は設備資金のみ）

融資限度額	融資期間	融資利率	担保及び保証人	認定機関	認定申請書等
(1)(2) ２億円 （ただし、運転資金については8,000万円） (3) ２億8,000万円 （ただし、既往の借入金の返済資金以外の資金については２億円（ただし、運転資金については8,000万円））	(1)(2) 設備資金15年以内 （ただし、建物を新築する場合にあっては20年以内） （うち据置２年以内） 運転資金７年以内 （うち据置２年以内） (3) 10年以内（うち据置１年以内）	年1.2% （ただし、(3)について、資金使途に既往の借入金の返済資金を含む場合は、年1.8%とする。）	(1)取扱金融機関の定めるところによる (2)近代化資金保証制度（特定経営承継関連）又は近代化資金保証制度（特定経営承継準備関連）の定めるところによる (3)事業承継特別保証制度又は近代化資金保証制度（事業承継借換関連）の定めるところによる	県	様式第25号及び同様式に定める添付書類
(1)5,000万円 (2)2,000万円	設備資金15年以内 （ただし、建物を新築する場合にあっては20年以内、(2)にあっては10年以内） （うち据置３年以内） 運転資金10年以内 （うち据置２年以内）	(1)年1.4% （ただし、下記イ～ニのいずれかに該当する場合は、年1.2%とする。 イ　創業塾を修了して新たに開業する場合（産業競争力強化法に基づき、市町村等が実施する特定創業支援等事業による支援を受け証明書等の交付を受けて新たに開業する場合を含む） ロ　やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金(創業支援事業)を受けて新たに開業する場合 ハ　女性、55歳以上の者又は35歳未満の者が新たに開業する場合 ニ　県外から移住した者が新たに開業する場合） (2)年2.1%	(1) 担保については取扱金融機関の定めるところによる (2) 近代化資金保証制度（再挑戦支援）の定めるところによる	商工会議所又は商工会（特定非営利活動法人にあっては県）	様式第３号及び同様式に定める添付書類
(1)１億5,000万円 （ただし、運転資金については5,000万円） (2)３億円	設備資金15年以内 （ただし、建物を新築する場合にあっては20年以内） （うち据置２年以内） 運転資金７年以内 （うち据置２年以内）	年1.6%	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第４号及び同様式に定める添付書類

資金名	融資対象者	資金使途
産業立地促進資金	本県産業の高度化に資することが期待できるものであって、次のいずれかに該当するものとして県及び市町村の認定を受けたもの (1) 県内の工業団地等に立地しようとするもの (2) 県内に大規模な立地を行うもの又は県外から新たに県内に立地するもの（但し、新たに県内に立地するものは製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地するもの若しくは本社機能を移転するものに限る。） (3) 県内の工業団地等に立地しているもの又は(2)を利用して県内に立地を行ったものであって、増設・増築を行うもの	左欄の各号の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金
環境保全促進資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、産業廃棄物処理業者であり、産業廃棄物処理施設の整備を行うものとして県の認定を受けたもの	左欄の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金
小規模企業資金（県特）	県内に事業所を有する小規模企業者であって、信用保証協会の小額融資保証制度（県特）を利用するものとして信用保証協会の認定を受けたもの	設備資金及び運転資金
小規模企業資金（特別小口）	県内に事業所を有する小規模企業者であって、信用保証協会の小額融資保証制度（特別小口）を利用するものとして信用保証協会の認定を受けたもの	設備資金及び運転資金
小規模企業資金（小口零細）	県内に事業所を有する小規模企業者であって、信用保証協会の小口零細企業保証制度を利用するものとして信用保証協会の認定を受けたもの	設備資金及び運転資金
経営安定資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして商工会議所又は商工会（特定非営利活動法人あっては県）の認定を受けたもの、又は、(4)に該当するものとして県の認定を受けたもの (1) 需要構造の変化等により、最近３か月の売上高又は売上総利益（特定非営利活動法人にあっては、売上高に相当する収益又は売上総利益に相当する利益とする。）が過去３年以内のいずれかの年の同期に比し５％以上減少し、経営に支障をきたしているもの (2) 取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしているもの (3) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第２条第５項第５号に基づく指定業種（以下「指定業種」という。）に該当するものであって、最近３か月の売上高（特定非営利活動法人にあっては売上高に相当する収益とする。）が前年同期に比し減少し、経営に支障をきたしているもの (4) 県が指定する局地的な災害により事業所又は主要な事業用資産が被害を受け、今後３か月の売上高（特定非営利活動法人にあっては売上高に相当する収益とする。）が前年同期に比し20%以上減少することが想定され、経営の安定に支障をきたしているもの	運転資金（ただし、(4)に該当する場合は設備資金及び運転資金）
地域経済変動対策資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、知事が指定する経済変動事象により、経営の安定に支障をきたしているものとして県の認定を受けたもの	運転資金

融資限度額	融資期間	融資利率	担保及び保証人	認定機関	認定申請書等
20億円	設備資金20年以内 （うち据置３年以内） 運転資金15年以内 （うち据置３年以内）	年1.60% （ただし、短期プライムレートが変動した場合、その変動幅にあわせ、既往の融資を含め融資利率を変動させる。）	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第５号及び同様式に定める添付書類
３億円 （ただし、運転資金については5,000万円）	設備資金15年以内 （ただし、建物を新築する場合にあっては20年以内） （うち据置２年以内） 運転資金７年以内 （うち据置２年以内）	年1.8%	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第６号及び同様式に定める添付書類
3,000万円	７年以内 （うち据置２年以内）	年2.1%	小額融資保証制度（県特）の定めるところによる	信用保証協会	様式第７号及び同様式に定める添付書類
2,000万円	７年以内 （うち据置２年以内）	年2.0%	小額融資保証制度（特別小口）の定めるところによる	信用保証協会	様式第８号及び同様式に定める添付書類
2,000万円 （既存の保証付融資残高を含む）	７年以内 （うち据置２年以内）	年2.0%	小口零細企業保証制度の定めるところによる	信用保証協会	様式第９号及び同様式に定める添付書類
8,000万円	(1)(2)(3) ７年以内 （うち据置２年以内） (4) 10年以内 （うち据置２年以内）	年1.8%	取扱金融機関の定めるところによる	(1)(2)(3) 商工会議所又は商工会（特定非営利活動法人にあっては県） (4) 県	様式第10号及び同様式に定める添付書類
２億円	10年以内 （うち据置２年以内）	年1.8%	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第22号及び同様式に定める添付書類

資金名	融資対象者	資金使途
中小企業再生支援資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの (1) 景気の低迷等により経営の安定に支障が生じており、中小企業活性化協議会の支援を受けて経営改善計画の策定及び実行に取り組み、経営の改善が確実に見込まれるもの (2) 景気の低迷等により経営の安定に支障が生じており、金融機関の支援を受けて経営改善計画の策定及び実行に取り組み、経営の改善が確実に見込まれるもの (3) 信用保証協会の事業再生保証制度を利用して再生に取り組むもの (4) 信用保証協会の事業再生円滑化関連保証制度を利用して再生に取り組むもの	(1)(2) 経営改善計画を実行するために必要となる設備資金及び運転資金 (3)(4) 設備資金及び運転資金
経営改善サポート借換資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、信用保証協会の条件変更改善型借換保証制度を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品・新サービスの提供、技術力・生産性の向上等を図るための事業を行うことにより、経営改善が見込まれるものとして県の認定を受けたもの	左欄の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金
流動資産担保資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するものとして信用保証協会の認定を受けたもの	設備資金及び運転資金
災害対策資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、知事が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産が全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの	別に定める
脱炭素社会推進資金	次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの (1) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの ・省エネルギー化を図るための設備投資を行うもの ・温室効果ガスの排出抑制施設の整備を行うもの ・脱炭素化に係る設備等を導入（経費を含む）するもの (2) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入するもの (3) 山形県エネルギー戦略（平成24年３月策定）に掲げる大規模事業の県内展開促進を図るため、再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行うものとして県の認定を受けたもの (4) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、再生可能エネルギー発電設備を導入するもの	(1)(2) 左欄の各号の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金 (3)(4)左欄の各号の事業を行うために必要となる設備資金
長期借換サポート資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、信用保証協会の長期借換保証制度を利用するものとして県の認定を受けたもの	運転資金
経営改善サポート再生支援資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度を利用するものとして県の認定を受けたもの	事業再生計画を実行するために必要な設備資金及び運転資金
100億企業創出支援資金	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、「100億宣言企業」であり、次のいずれかに該当するものとして県の認定を受けたもの ・ 新商品、新サービスを提供するための事業を行うもの ・ 技術力・生産性の向上を図るための事業を行うもの ・ 集客力向上・販路拡大を図るための事業を行うもの ・ 試験研究、新商品の開発を行うもの	左欄の事業を行うために必要となる設備資金及び運転資金

融資限度額	融資期間	融資利率	担保及び保証人	認定機関	認定申請書等
8,000万円 （ただし、運転資金については5,000万円）	(1)(2) 設備資金15年以内 （うち据置２年以内） 運転資金10年以内 （うち据置２年以内） (3) 設備資金10年以内 （うち据置２年以内） 運転資金７年以内 （うち据置２年以内） (4) ３年以内	年2.3% （ただし、(2)については、中小企業支援機関の専門家派遣事業を活用して経営改善計画の実行に取り組む場合は、年2.1%とする。）	(1)(2)取扱金融機関の定めるところによる (3)事業再生保証制度の定めるところによる (4)事業再生円滑化関連保証制度の定めるところによる	県	様式第11号及び同様式に定める添付書類
8,000万円	15年以内 （うち据置２年以内）	年2.3%	条件変更改善型借換保証制度の定めるところによる	県	様式第27号及び同様式に定める添付書類
6,000万円	１年以内	金融機関所定（年3.1%以内）	流動資産担保融資保証制度の定めるところによる	信用保証協会	様式第28号及び同様式に定める添付書類
別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
(1)１億5,000万円 （ただし、運転資金については5,000万円） (2)２億円 （ただし、運転資金については8,000万円） (3)30億円 (4)３億円	(1)(2) 設備資金15年以内 （ただし、建物を新築する場合にあっては20年以内） （うち据置２年以内） 運転資金７年以 内 （うち据置２年以内） (3) 20年以内 （うち据置３年以内） (2) 20年以内 （うち据置２年以内）	(1)年1.8% （ただし、やまがたスマイル企業（ゴールドスマイル企業又はダイヤモンドスマイル企業に限る。）として認定を受けた場合は、年1.6%とする。） (2)年1.4% （ただし、小規模企業者については、年1.2%とする。） (3)年1.5% (4)年1.8%	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第24号及び同様式に定める添付書類
１億円	15年以内 （うち据置３年以内）	年3.0%以下	長期借換保証制度の定めるところによる	県	様式第32号及び同様式に定める添付書類
１億円	15年以内 （うち据置３年以内）	年2.3%	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の定めるところによる	県	様式第33号及び同様式に定める添付書類
２億円 （ただし、運転資金について8,000万円）	設備資金15年以内 （ただし、建物を新築する場合にあっては20年以内） （うち据置２年以内） 運転資金７年以内 （うち据置２年以内）	年1.8%	取扱金融機関の定めるところによる	県	様式第35号及び同様式に定める添付書類

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（産業活性化支援資金）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）	千円
		従業員（常用（役員・家族除く））	人
２	主たる事業の内容		
３	申込金額	設備資金　　千円	運転資金　　千円
４	取扱金融機関		
５	借入希望時期	令和　　年　　月　　日	
６	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
		運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
７	山形県信用保証協会の利用予定	全額　　一部　　なし	
８	金利優遇要件該当の有無	有　　無	

※　添付書類
１　事業計画書（様式第12号）
２　資金償還計画書（様式第13号）
３　最近２か年の財務諸表
４　見積書及び図面等
５　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
６　必要となる許認可の写し
７　「やまがたスマイル企業認定制度」において、「ゴールドスマイル企業」又は「ダイヤモンドスマイル企業」に認定されている場合は、認定書の写し
　　雇用者給与等支給額引き上げを表明した場合は、それを証する書面（様式第21号）
８　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
９　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
10　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
11　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（産業活性化支援資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第２号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（地域産業振興特別資金第　　号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）			千円	
		従業員（常用（役員・家族除く））			人	
２	主たる事業の内容					
３	申込金額	設備資金	千円	運転資金		千円
４	取扱金融機関					
５	借入希望時期	令和　　年　　月　　日				
６	借入希望期間	設備資金	年　　か月（うち据置	年	か月）	
		運転資金	年　　か月（うち据置	年	か月）	
７	山形県信用保証協会の利用予定	全額　　一部　　なし				
８	金利優遇要件該当の有無	有　　無				

※　添付書類
１　事業計画書（様式第12号）
２　資金償還計画書（様式第13号）
３　最近２か年の財務諸表
４　見積書及び図面等
５　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
６　必要となる許認可の写し
７　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
８　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
９　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（地域産業振興特別資金第　　号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第３号）

令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　殿
山 形 県 知 事

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（開業支援資金第　　号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　資 本 金 及 び 従 業 員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
２　主 た る 事 業 の 内 容
３　開業（設立）年月日　　年　　月　　日
４　申　込　金　額　設備資金　　千円　運転資金　　千円
　　（うち借換分　　千円）
５　取 扱 金 融 機 関
６　借 入 希 望 時 期　令和　　年　　月　　日
７　借 入 希 望 期 間　設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
　　運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
８　山形県信用保証協会の利用予定　全額　一部　なし
９　金利優遇要件該当の有無　有　無

※　添　付　書　類
１　事 業 計 画 書（保証申込時の「創業・再挑戦計画書」もしくは様式第12号の２）
２　借 換 計 画 書（様式第29号の１）※借換を伴う場合にのみ提出
３　資金償還計画書（様式第13号）
４　月次資金繰計画表
５　最近２か月の財務諸表（開業前の場合は提出不要）
６　見積書及び図面等
７　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
８　必要となる許認可の写し
９　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
10　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
11　創業塾を修了している場合は、修了証の写し
　　特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、支援を受けたことを証する証明書等の写し
　　やまがたチャレンジ創業応援事業（創業支援事業）を活用する場合は、助成金交付決定書の写し
　　女性が開業する場合は、性別を確認できる書類の写し
　　55歳以上又は35歳未満の者が開業する場合は、年齢を確認できる書類の写し
　　県外から移住した者が開業する場合は、県外から移住したことを確認できる書類（住民票等）の写し
12　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
13　［個人の場合］税務署への開業届の写し、［法人の場合］履歴事項全部証明書の写し
14　その他商工会議所会頭若しくは商工会会長又は知事が必要と認める書類

商工業振興資金（開業支援資金第　　号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　㊞
山 形 県 知 事

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（観光振興資金第　　号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）	千円
		従業員（常用（役員・家族除く））	人
2	主たる事業の内容		
3	申込金額	設備資金　　千円	運転資金　　千円
4	取扱金融機関		
5	借入希望時期	令和　　年　　月　　日	
6	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
		運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
7	山形県信用保証協会の利用予定	全額　　一部　　なし	

※　添付書類
1　事業計画書（様式第12号）
2　資金償還計画書（様式第13号）
3　最近２か年の財務諸表
4　見積書及び図面等
5　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
6　必要となる許認可の写し
7　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
8　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
9　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（観光振興資金第　　号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（産業立地促進資金第　　号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　資 本 金 及 び 従 業 員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
２　主 た る 事 業 の 内 容
３　申　込　金　額　設備資金　　千円　運転資金　　千円
４　取 扱 金 融 機 関
５　借 入 希 望 時 期　令和　　年　　月　　日
６　借 入 希 望 期 間　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
７　山形県信用保証協会の利用予定　全額　一部　なし

※　添　付　書　類
１　事 業 計 画 書（様式第12号）
２　資金償還計画書（様式第13号）
３　最近２か年の財務諸表
４　見積書及び図面等
５　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
６　必要となる許認可の写し
７　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
８　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
９　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（産業立地促進資金第　　号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（環境保全促進資金）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）			千円	
		従業員（常用（役員・家族除く））			人	
２	主たる事業の内容					
３	申込金額	設備資金	千円	運転資金		千円
４	取扱金融機関					
５	借入希望時期	令和　　年　　月　　日				
６	借入希望期間	設備資金	年　　か月（うち据置	年	か月）	
		運転資金	年　　か月（うち据置	年	か月）	
７	山形県信用保証協会の利用予定	全額　　一部　　なし				

※　添付書類
１　事業計画書（様式第12号）
２　資金償還計画書（様式第13号）
３　最近２か年の財務諸表
４　見積書及び図面等
５　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
６　必要となる許認可の写し
７　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
８　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
９　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（環境保全促進資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第７号）

令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（小規模企業資金（県特））認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　主 た る 事 業 の 内 容
２　従　　業　　員　　数
３　申　　込　　金　　額　　設備資金　　千円　　運転資金　　千円
（うち借換分　　千円）
４　取 扱 金 融 機 関
５　借入希望時期及び期間　　令和　　年　　月　　日　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
６　小額融資保証制度（県特）の利用状況　　既利用額　　千円

※　添 付 書 類
１　申 込 理 由 書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由等を具体的に記載すること）
２　借 換 計 画 書（様式第29号の２）※借換を伴う場合にのみ提出
３　資金償還計画書（様式第13号）
４　最近２か年の財務諸表
５　見　積　書
６　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
７　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）

商工業振興資金（小規模企業資金（県特））認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　㊞

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（小規模企業資金（特別小口））認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　主 た る 事 業 の 内 容
２　従　　業　　員　　数
３　申　　込　　金　　額　　設備資金　　千円　　運転資金　　千円
（うち借換分　　千円）
４　取 扱 金 融 機 関
５　借入希望時期及び期間　　令和　　年　　月　　日　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
６　小額融資保証制度（特別小口）の利用状況　　既利用額　　千円

※　添 付 書 類
１　申 込 理 由 書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由等を具体的に記載すること）
２　借 換 計 画 書（様式第29号の２）※借換を伴う場合にのみ提出
３　資金償還計画書（様式第13号）
４　最近２か年の財務諸表
５　見　積　書
６　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
７　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）

商工業振興資金（小規模企業資金（特別小口））認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　㊞

（様式第９号）

令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（小規模企業資金（小口零細））認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　主 た る 事 業 の 内 容
２　従　　業　　員　　数
３　申　　込　　金　　額　　設備資金　　千円　　運転資金　　千円
（うち借換分　　千円）
４　取 扱 金 融 機 関
５　借入希望時期及び期間　　令和　　年　　月　　日　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
６　信用保証協会の利用状況　　既存の保証付融資残高　　千円

※　添 付 書 類
１　申 込 理 由 書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由等を具体的に記載すること）
２　借 換 計 画 書（様式第29号の２）※借換を伴う場合にのみ提出
３　資金償還計画書（様式第13号）
４　最近２か年の財務諸表
５　見　積　書
６　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
７　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）

商工業振興資金（小規模企業資金（小口零細））認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　㊞

（様式第10号の１）

令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　殿
山 形 県 知 事

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（経営安定資金第１号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　資 本 金 及 び 従 業 員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
２　主 た る 事 業 の 内 容
３　事 業 の 減 少 状 況（最近３か月の売上高または売上総利益（特定非営利活動法人にあっては、売上高に相当する収益又は売上総利益に相当する利益。以下同じ。）の状況と過去３年以内のいずれかの年の同期の売上高または売上総利益の状況）

※下記の表中（Ｂ）欄の（　年　月～　年　月）の部分には、必ず売上高または売上総利益を比較する期間を記入すること

区　分	最近３か月の（売　上　高 / 売上総利益）(A)	過去３年以内の同期の売上高または売上総利益（　年　月～　年　月）(B)	(A)/(B)×100
月			
月			
月			
合　計			%

４　申　　込　　金　　額　　千円（うち借換分　　千円）
５　取 扱 金 融 機 関
６　借入希望時期及び期間　　令和　　年　　月　　日　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
７　山形県信用保証協会の利用予定　　全額　　一部　　なし

※　添　付　書　類
１　申 込 理 由 書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由、具体的な資金使途等を記載すること）
２　借 換 計 画 書（様式第29号の２）※借換を伴う場合にのみ提出
３　資金償還計画書（様式第13号）
４　最近２か年の財務諸表
５　月次資金繰計画表
６　売上台帳等の写し
７　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
８　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
９　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他商工会議所会頭若しくは商工会会長又は知事が必要と認める書類

商工業振興資金（経営安定資金第１号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　㊞
山 形 県 知 事

（様式第10号の２）

令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　殿
山 形 県 知 事

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（経営安定資金第２号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　資 本 金 及 び 従 業 員　　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
２　主 た る 事 業 の 内 容
３　倒産した取引先企業名及びその所在地
４　倒産した取引先企業との取引状況
５　債権の回収不能又は困難となった額
６　申　　込　　金　　額　　千円（うち借換分　　千円）
７　取 扱 金 融 機 関
８　借入希望時期及び期間　　令和　　年　　月　　日　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
９　山形県信用保証協会の利用予定　　全額　　一部　　なし

※　添　付　書　類
１　申 込 理 由 書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由、具体的な資金使途等を記載すること）
２　借 換 計 画 書（様式第29号の２）※借換を伴う場合にのみ提出
３　資金償還計画書（様式第13号）
４　最近２か年の財務諸表
５　月次資金繰計画表
６　不渡手形の写し、売上台帳等の写し
７　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
８　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
９　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他商工会議所会頭若しくは商工会会長又は知事が必要と認める書類

商工業振興資金（経営安定資金第２号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　㊞
山 形 県 知 事

（様式第10号の３）

令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　殿
山 形 県 知 事

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（経営安定資金第３号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1　資 本 金 及 び 従 業 員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
2　主 た る 事 業 の 内 容
3　事 業 の 減 少 状 況（申込前３か月の売上高（特定非営利活動法人にあっては売上高に相当する収益。以下同じ。）状況と前年同期の売上高の状況）

区　分	申込前３か月の状況	左に対応する前期の状況	(A)／(B)×100
	売上高（A）	売上高（B）	
月			
月			
月			
合　計			%

4　申　込　金　額　　千円（うち借換分　　千円）
5　取 扱 金 融 機 関
6　借入希望時期及び期間　　令和　　年　　月　　日　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
7　山形県信用保証協会の利用予定　　全額　　一部　　なし

※　添　付　書　類
1　申 込 理 由 書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由、具体的な資金使途等を記載すること）
2　借 換 計 画 書（様式第29号の２）※借換を伴う場合にのみ提出
3　資金償還計画書（様式第13号）
4　最近２か年の財務諸表
5　月次資金繰計画表
6　売上台帳等の写し
7　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
8　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
9　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他商工会議所会頭若しくは商工会会長又は知事が必要と認める書類

商工業振興資金（経営安定資金第３号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

商工会議所会頭
商 工 会 会 長　　㊞
山 形 県 知 事

（様式第10号の４）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（経営安定資金第４号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１　資 本 金 及 び 従 業 員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
２　主 た る 事 業 の 内 容
３　被 害 を 受 け た 災 害
４　事 業 の 減 少 状 況（今後３か月の売上高（見込み）（特定非営利活動法人にあっては売上高に相当する収益。以下、同じ。）と前年同期の売上高の状況）

区　分	今後３か月の売上高（見込み）(A)	前年同期の売上高（　年　月～　年　月）(B)	(A)/(B)×100
月			
月			
月			
合　計			%

５　申　込　金　額　設備資金　　千円　運転資金　　千円
　　（うち借換分　　千円）
６　取 扱 金 融 機 関
７　借 入 希 望 期 間　設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
　　運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
８　山形県信用保証協会の利用予定　　全額　　一部　　なし

※　添　付　書　類
１　申 込 理 由 書（被害状況及び今後の見込み、資金の必要な理由、具体的な資金使途等を記載すること）
２　借 換 計 画 書（様式第29号の２）※借換を伴う場合にのみ提出
３　資金償還計画書（様式第13号）
４　最近２か年の財務諸表
５　月次資金繰計画表
６　売上台帳等の写し
７　見積書及び図面等
８　被災した事業用資産の存する市町村のり災証明書等
　（市町村において発行しない場合は、事業用資産の被害状況を示す写真等）
９　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
10　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
11　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
12　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（経営安定資金第４号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第11号の１）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（中小企業再生支援資金第　　号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）	千円
		従業員（常用（役員・家族除く））	人
2	主たる事業の内容		
3	申込金額	設備資金　　千円	運転資金　　千円
4	取扱金融機関		
5	借入希望時期	令和　　年　　月　　日	
6	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
		運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
7	山形県信用保証協会の利用予定	全額　　一部　　なし	
8	金利優遇要件該当の有無	有　　無	

※　添付書類
1　事業計画書（様式第12号）
2　経営改善計画書
3　最近２か年の財務諸表
4　見積書及び図面等
5　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
6　必要となる許認可の写し
7　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
8　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
9　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（中小企業再生支援資金第　　号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第11号の２）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（中小企業再生支援資金第３号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）　　千円 従業員（常用（役員・家族除く））　　人
２	主たる事業の内容	
３	申込金額	設備資金　　千円　　運転資金　　千円
４	取扱金融機関	
５	借入希望時期	令和　　年　　月　　日
６	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月） 運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）

※　添付書類
１　事業計画書（様式第12号）
２　最近２か年の財務諸表
３　見積書及び図面等
４　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
５　民事再生法又は会社更生法の手続開始申立書
６　必要となる許認可の写し
７　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
８　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
９　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（中小企業再生支援資金第３号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第11号の３）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（中小企業再生支援資金第４号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

１	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）	千円
		従業員（常用（役員・家族除く））	人
２	主たる事業の内容		
３	申込金額	設備資金　　千円	運転資金　　千円
４	取扱金融機関		
５	借入希望時期	令和　　年　　月　　日	
６	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
		運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	

※　添付書類
１　事業計画書（様式第12号）
２　最近２か年の財務諸表
３　見積書及び図面等
４　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
５　特定認証紛争解決事業者が特定認証紛争解決手続を実施していることが確認できる書面若しくは、中小企業再生支援協議会が経営改善計画の作成について指導又は助言を開始したことを証する書面
６　必要となる許認可の写し
７　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
８　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
９　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（中小企業再生支援資金第４号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第12号）

事　業　計　画　書

（　　資金　第　号）

企業概要

認定　　年　　月　　日

法　　人　　名		
氏名または代表者名		
屋号(個人の方のみ記入)		
本社または住所		
営業所または工場等		
設　　立	昭和・平成・令和　　年　　月　　日	
資本金		千円
従業員	常用（役員・家族除く）	人
	常用（役員・家族）	人
	臨時（パート含む）	人
仕入先		
販売先		
売上高	（３期前）　　年　　月期	千円
	（前々期）　　年　　月期	千円
	（前　期）　　年　　月期	千円

取扱金融機関 ＿＿＿＿＿＿

支店名 ＿＿＿＿＿＿

認定機関チェック欄

業種 ＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

事業実施場所 ＿＿＿＿＿＿

設備・運転 ＿＿＿＿＿＿千円

保証協会利用　全部・一部・なし

□中小企業者

□県内事業者

□限度額・期間・利用総額の確認

□決算書・資金償還計画書の確認

□事業計画・見積書・図面の対応

□要件該当の説明

□許認可・意見書・福祉医療機構

□お客様の情報に関する同意書

□暴力団関係者でないことの誓約書

主たる業種	※小分類【　　】
取り扱っている商品、サービス	
特長やセールスポイント	
現在の経営課題と今後の展望	

※日本標準産業分類の小分類の番号を記入

今回の設備投資等の目的、内容、効果

（目的） （内容） （効果）

必要な資金と調達の方法　　（単位：千円）

必要な資金	金額	調達の方法	金額
合　　計		合　　計	

国、地方公共団体等の補助金などの利用がある場合は、調達の方法欄に内訳をご記入ください

その他参考事項

事業スケジュール、融資実行予定時期、資金の要件に合致している旨の説明等をご記入ください

（様式第12号の２）

事　業　計　画　書

（開業支援資金　第　号）

１．事業概要

認定　　年　　月　　日

会 社 名 （ 会 社 ）	
屋　号 （ 個　人 ）	
氏名または代表者名 と　そ　の　年　齢	（　　歳）
開業（予定）住所	
開業・設立	平成・令和　　年　　月　　日
開業届出 設立登記	有　　・　　無
資 本 金	千円
出 資 者	
従業員数	人
取扱品 ・サービス	
仕 入 先	
販 売 先	

取扱金融機関 ＿＿＿＿＿＿

支店名 ＿＿＿＿＿＿

認定機関チェック欄

業種 ＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

事業実施場所 ＿＿＿＿＿＿

設備 ・ 運転 ＿＿＿＿＿＿千円

保証協会利用　全部・一部・なし

□中小企業者

□県内事業者

□限度額・期間・利用総額の確認

□決算書・資金償還計画書の確認

□事業計画・見積書・図面の対応

□要件該当の説明

□許認可・意見書・福祉医療機構

□お客様の情報に関する同意書

□暴力団関係者でないことの誓約 書

主 た る 業 種	※小分類 【　　】
開業動機・目的	
特長やセールスポイント	
開業に必要な知識、技術、ノウハウ	
創業準備の 着手状況	

２．必要な資金と調達の方法　　（単位：千円）

必要な資金（内訳）		金額	調達の方法（内訳）		金額
設備資金			自己資金		
			家族等からの借入		
			本件		
運転資金			他金融機関借入・助成金等		
合計			合計		

３．収支計画（今後１年間分）　　（単位：千円）

支出		収入	
合計		合計	

４．その他（計画に関する補足説明等）

（様式第12号の３）

事　業　計　画　書

（事業承継・M&A促進資金第　　号）

企業概要（第２号の場合は申請者が承継しようとする企業等について記入）

認定　　年　　月　　日

法　　人　　名		
氏名または代表者名		
屋号(個人の方のみ記入)		
本社または住所		
営業所または工場等		
設　　立	昭和　・　令和　　年　　月　　日	
資本金		千円
従業員	常用（役員・家族除く）	人
	常用（役員・家族）	人
	臨時（パート含む）	人
仕入先		
販売先		
売上高	（３期前）　　年　　月期	千円
	（前々期）　　年　　月期	千円
	（前　期）　　年　　月期	千円

取扱金融機関 ＿＿＿＿＿＿

支店名 ＿＿＿＿＿＿

認定機関チェック欄

業種 ＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

事業実施場所 ＿＿＿＿＿＿

設備・運転 ＿＿＿＿千円

保証協会利用　全部・一部・なし

□中小企業者

□県内事業者

□限度額・期間・利用総額の確認

□決算書・資金償還計画書の確認

□事業計画・見積書・図面の対応

□要件該当の説明

□許認可・意見書・福祉医療機構

□お客様の情報に関する同意書

□暴力団関係者でないことの誓約書

主たる業種	※小分類 【　　】
進出する業種	※小分類 【　　】
取り扱っている商品、サービス	
現在の経営課題と今後の展望	
事業を承継しようとする、第二創業しようとする、または自社株を取得しようとする理由	

※日本標準産業分類の小分類の番号を記入

今回の事業承継、第二創業又は自社株取得の内容、効果

（内容（事業承継の場合は、譲渡元の事業者についてもご記入ください）） （効果）

必要な資金と調達の方法　（単位：千円）

必要な資金	金額	調達の方法	金額
合　　計		合　　計	

国、地方公共団体等の補助金などの利用がある場合は、調達の方法欄に内訳をご記入ください

その他参考事項（事業スケジュール、融資実行予定時期、資金の要件に合致している旨等）

（様式第13号）

資　金　償　還　計　画　書

（金額単位：　　）

	年　月期	年　月期	年　月期	今　期	年　月期	年　月期
売上高						
売上総利益						
営業経費						
営業利益						
営業外収益						
営業外損失						
経常利益						
特別損益						
税引前利益						
法人税等						
イ　税引後利益						
ロ　減価償却費						
A　償還財源（イ＋ロ）						
B　返済額						
（当該分）						
（既借入分）						
A－B						

（注）１　借入前３期分及び借入後３期分について記載すること。

２　既借入分については、明細（借入先や残高（現時点又は前期末）などを記載したもの。様式任意）を添付すること。

３　金融機関所定の様式を使用する場合には、上記項目を全て満たしていること。

４　特定非営利活動法人にあっては、既存の科目を上記の各科目に相当する科目に振替して作成すること。

（様式第14号）

県 商 工 業 振 興 資 金 利 用 の 状 況

資　金　名	借入年月日	借入額（千円）	令和　年　月　日現在の残高（千円）
合　　計			

（注）県商工業振興資金の利用状況を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

名称及び代表者氏名

（様式第15号）

番　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

市　町　村　長

商工業振興資金（　　）融資制度にかかる
意見書の提出について

このことについて、山形県商工業振興資金融資制度要綱第５条の規定により意見書を提出します。

記

1　企　　業　　名
　　（住　所）
2　立地（設置）先
　　（住　所）
3　事業計画に関する意見

4　予算措置の対応状況（産業立地促進資金の利用時のみ）

（注）　題名の（　）の中には、該当する資金の種類等を記入すること。

（様式第16号）

お客さまの情報の提供等に関する同意書

年　　月　　日

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

山形県商工業振興資金の認定申請又は借入申込を行うにあたり、山形県が下記の情報の提供を受けることについて同意します。

記

1　事業内容や経営状況など申請書又は申込書及び添付書類に記載されたすべての情報
2　今回申請又は申込みしてから完済するまでの間における、取扱金融機関及び信用保証協会が保有する、借入残高、返済状況、経営状況、事業内容などの情報

山形県では、取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所または商工会を通じてご提供いただきましたお客さまの情報を、下記の目的に利用いたします。

記

1　認定に関する判断
2　商工業振興資金の管理
3　お客さまご自身からのご相談
4　データ分析及び今後の産業施策の検討

（様式第17号）

商工業振興資金融資実績表（　　月分）

金融機関名

（単位：千円）

資金名	旧資金名	今年度分								前年度までの分				合計	
		月中貸付額		貸付累計額		前月末貸付残高		今月末貸付残高		前月末貸付残高		今月末貸付残高		今月末貸付残高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
（1） 産業活性化支援資金															
（2） 地域産業振興特別資金															
（3） 事業承継・M＆A促進資金															
（4） 開業支援資金															
① 一般開業															
② 再挑戦支援															
（5） 観光振興資金															
（6） 産業立地促進資金															
（7） 環境保全促進資金															
（8） 小規模企業資金															
① 県特															
② 特別小口															
③ 小口零細															
（9） 経営安定資金															
(10) 地域経済変動対策資金															
(11) 中小企業再生支援資金															
①② 経営改善計画策定															
③ 事業再生															
④ 事業再生円滑化															
(12) 脱炭素社会推進資金															
(13) 災害対策資金															
(14) 長期借換サポート資金															
(15) 経営改善サポート再生支援資金															
(16) 100億企業創出支援資金															
	（以下、旧資金名について記載すること）														
計															

（様式第18号）

商 工 業 振 興 資 金 融 資 明 細 表

金融機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資金名	企業の所在地 企業名（代表者名）	業種	貸付年月日	貸付金額	貸付期間	保証協会 保証の有無	償 還 方 法	特記事項
			・　・	千円	年	有 ・ 無	令和　　年　　月～ 毎月　　千円×　回 ＋最終償還　　千円	
			・　・	千円	年	有 ・ 無	令和　　年　　月～ 毎月　　千円×　回 ＋最終償還　　千円	
			・　・	千円	年	有 ・ 無	令和　　年　　月～ 毎月　　千円×　回 ＋最終償還　　千円	
			・　・	千円	年	有 ・ 無	令和　　年　　月～ 毎月　　千円×　回 ＋最終償還　　千円	
			・　・	千円	年	有 ・ 無	令和　　年　　月～ 毎月　　千円×　回 ＋最終償還　　千円	
			・　・	千円	年	有 ・ 無	令和　　年　　月～ 毎月　　千円×　回 ＋最終償還　　千円	

（記入上の注意）１　資金名には要綱別表に掲げる資金名の区分ごとに記入すること。
２　新規貸付を実行した場合に限り作成記入すること。

（様式第19号）

商工業振興資金認定実績表（　　月分）

認定機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資金名	月	号数	企業名（個人事業主の場合は代表者名）	業種（大分類）	業種（中分類）	市町村名	資金使途	認定金額（千円）	金融機関	支店名	認定年月日日	商号等	優遇	借換額
開業支援資金														
経営安定資金													／	
													／	
													／	
													／	
													／	
													／	

（記入上の注意）　1　「資金名」欄には、「開業支援資金」「経営安定資金」の区分を記入し、「号数」欄には、当該資金のうちの適用号数を記入すること。

2　企業ごとに記入することとし、金融機関は支店名も記入すること。

3　「業種（大分類）」欄は、製造業、サービス業、小売業等の別を記入すること。「業種（中分類）」欄は、食料品製造業、機械器具小売業等より詳細な業種を記入すること。

4　「資金使途」欄には、設備資金の場合は「S」、運転資金の場合は「U」、設備資金及び運転資金の場合は「SU」と記入すること。

5　「優遇」欄には、創業塾を修了した場合は「塾」、やまがたチャレンジ創業応援事業（創業支援事業）を活用した場合は「補」、女性が開業する場合は「女」、35歳未満の者が開業する場合は「若」、55歳以上の者が開業する場合は「シ」、県外から移住した者が開業する場合は「移」と記載すること。

6　「商号等」欄は、個人事業主の場合は商号等を記入すること。

7　「借換額」欄は、借換した場合は借換した既往の借入金の額を記入すること。

8　当該月中に認定したものがなかった場合でも「該当なし」と記入し、報告すること。

（様式第20号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

取扱金融機関
代表者名

繰上償還等報告書

下記のとおり、県商工業振興資金の繰上償還等がありましたので報告します。

記

繰上償還等の内容	1　全部繰上償還　　2　一部繰上償還 3　全部借換　　4　一部借換 5　期限の利益の喪失 6　その他（　　）
資金名	【利子補給対象（※1）□　】
貸付先（企業名）	
貸付金額	円
貸付年月日	年　　月　　日
繰上償還等の理由	1　余裕資金　　2　担保実行　　3　借換　　4　利率の変更 5　代位弁済　　6　その他（　　）
繰上償還等のあった日	年　　月　　日
期限の利益の喪失日（※2）	年　　月　　日
繰上償還等時残債額	円
繰上償還額（※３）	円
繰上償還後返済方法（※３）	年　　月　　日より適用 毎月の償還額　　円 最終償還額　　円（最終期日　　年　　月　　日）

※1は、地域経済変動対策資金（新型コロナ）又は経営安定資金4号で利子補給を受けている場合にチェックする項目

※2は利子補給を受けている場合、かつ「繰上償還日等のあった日」と期限の利益の喪失日が一致しない場合に記載する項目

※3は一部繰上償還時のみ記載する項目

（様式第21号）

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名　称　及　び
代 表 者 氏 名

令和　年度（令和　年　月　　日から令和　年　月　　日までの当社事業年度）（又は　年）〔注１・２〕において、従業員に対する給与総額（雇用者給与等支給額）を令和　年度（又は　年）〔注３〕と比較して１．５％以上増加させる方針を従業員代表の○○　○○に説明し、賃上げ方針について従業員に対する表明を行いました。

上記の賃上げ方針について、我々従業員は令和　年　月　日に　　という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　月　日
従業員代表　　㊞

（記載上の注意）
１．法人は事業年度、個人事業主は暦年での賃上げ方針について記載してください。
２．新規の計画申請日を含む事業年度（令和６年４月１日以降に開始するものに限る）又はその翌事業年度における賃上げ方針について記載してください。
３．賃上げ方針において、上記２と比較するのは、新規の計画申請日を含む事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額になります。

（様式第22号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（地域経済変動対策資金）認定申請書

（経済変動事象：　　）

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1　資 本 金 及 び 従 業 員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
2　屋号（個人の場合）
3　主たる事業所の所在地
4　主 た る 事 業 の 内 容
5　申　込　金　額　　千円
6　取 扱 金 融 機 関
7　借入希望時期及び期間　令和　　年　　月　　日　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
8　山形県信用保証協会の利用予定　　全額　　一部　　なし
9　経済変動事象による影響

※　添　付　書　類
1　申 込 理 由 書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由、具体的な資金使途、前期との比較表等を記載すること）
2　資金償還計画書（様式第13号）
3　最近２か年の財務諸表
4　月次資金繰計画表
5　売上台帳等の写し
6　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
7　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
8　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
9　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（地域経済変動対策資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第24号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（脱炭素社会推進資金第　　号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1　資 本 金 及 び 従 業 員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
2　主 た る 事 業 の 内 容
3　申　込　金　額　　千円（設備資金）
4　取 扱 金 融 機 関
5　借 入 希 望 時 期　令和　　年　　月　　日
6　借 入 希 望 期 間　設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
7　山形県信用保証協会の利用予定　全額　一部　なし
8　金利優遇要件該当の有無　有　無

※　添 付 書 類
1　事 業 計 画 書（様式第12号）
2　資金償還計画書（様式第13号）
3　最近２か年の財務諸表
4　見積書及び図面等
5　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
6　必要となる許認可の写し
7　発電設備の発電能力を証明する書類　※第３号又は第４号での申請の場合のみ提出
8　第１号の金利優遇要件に該当する場合、要件該当の事実を確認できる書類の写し
9　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
10　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
11　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
12　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（脱炭素社会推進資金第　　号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第25号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（事業承継・M&A促進資金第　　号）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1　資本金及び従業員　資本金（法人の場合）　　千円
　　従業員（常用（役員・家族除く））　　人
2　主たる事業の内容
3　申込金額　設備資金　　千円　運転資金　　千円
　　（うち借換分　　千円）
4　取扱金融機関
5　借入希望時期　令和　　年　　月　　日
6　借入希望期間　設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
　　運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
7　山形県信用保証協会の利用予定　全額　一部　なし

※　添付書類
1　事業計画書（様式第12号の３）
2　借換計画書（様式第30号）※借換を伴う場合にのみ提出
3　資金償還計画書（様式第13号）
4　最近２か年の財務諸表
5　見積書及び図面等
6　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
7　必要となる許認可の写し
8　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
9　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
10　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
11　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（事業承継・M&A促進支援資金第　　号）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第26号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事
認定機関の長　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

山形県商工業振興資金事前着工協議書

山形県商工業振興資金の利用にあたり、認定前に契約を締結（事前着工）する必要がありますので、関係書類を添えて協議します。

記

資金名	
事業概要	
事前着工の理由	
今後の予定	

※ 添付書類
1　山形県商工業振興資金融資制度要綱別表１に定める認定申請書及びその添付書類
2　その他参考資料

事前着工承認書

協議のあった件については、やむを得ないものと認められるため、承認します。

第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事
認定機関の長　　印

（様式第27号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（経営改善サポート借換資金）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）	千円
		従業員（常用（役員・家族除く））	人
2	主たる事業の内容		
3	申込金額	設備資金　　千円	運転資金　　千円 （うち借換分　　千円）
4	取扱金融機関		
5	借入希望時期	令和　　年　　月　　日	
6	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
		運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	

※ 添付書類
1 事業計画書（様式第12号）及び山形県信用保証協会へ提出した事業計画書の写し
2 資金償還計画書（様式第13号）
3 最近２か年の財務諸表
4 見積書及び図面等
5 県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
6 必要となる許認可の写し
7 事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
8 お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
9 暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10 その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（経営改善サポート借換資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第28号）

令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（流動資産担保資金）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）　　千円 従業員（常用（役員・家族除く））　　人
2	主たる事業の内容	
3	申込金額	設備資金　　千円　　運転資金　　千円
4	取扱金融機関	
5	借入希望時期	令和　　年　　月　　日
6	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月） 運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）

※ 添付書類
1　申込理由書（事業の状況及び今後の見込み、資金の必要な理由等を具体的に記載すること）
2　資金償還計画書（様式第13号）
3　最近２か年の財務諸表
4　見積書及び図面等
5　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
6　必要となる許認可の写し
7　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
8　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
9　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）

商工業振興資金（流動資産担保資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

番　　号
令和　　年　　月　　日

信用保証協会理事長　　㊞

（様式第29号の１）

借　換　計　画　書

（開業支援資金　第　号）

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

借入申込の内容

融資対象既往借入金の状況					
資金名	借入日	当初借入額	現在残高	うち借換額	月々返済額
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
小　　計				千円(A)	千円(C)
新規借入額				千円(B)	千円(D)

□新規借入額(B)が計上されていること
□同一資金内での借換であること

借入申込額　※(A)と(B)の合計	千円(A+B)	千円(E)

今回の借入による効果

（C）＋（D）　＝	千円…	（F）新規借入のみをした場合の毎月返済額
（F）－（E）　＝	千円…	（G）毎月の返済負担軽減効果
（G）×　１２　＝	千円…	（H）年間の返済負担軽減効果

取組事項（次の項目で該当する□に✔を入れ、具体的に記載してください。）

（新規借入により取り組む内容を記載）	□新商品、新サービスの提供　□技術力・生産性の向上 □集客力向上・販路開拓　　□試験研究、新商品開発
＜具体的内容＞	

（様式第29号の２）

借　換　計　画　書

（　　資金　第　号）

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

借入申込の内容

融資対象既往借入金の状況					
資金名	借入日	当初借入額	現在残高	うち借換額	月々返済額
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
小　　計				千円(A)	千円(C)
新規借入額				千円(B)	千円(D)

□新規借入額(B)が計上されていること
□同一資金内での借換であること

借入申込額　※(A)と(B)の合計	千円(A+B)	千円(E)

今回の借入による効果

（C）＋（D）　＝	千円…	（F）新規借入のみをした場合の毎月返済額
（F）－（E）　＝	千円…	（G）毎月の返済負担軽減効果
（G）×　１２　＝	千円…	（H）年間の返済負担軽減効果

取組事項（次の項目で該当する□に✔を入れ、具体的に記載してください。）

経営安定資金 （経営改善のための計画内容を記載）	□売上・受注の増加を図る　□収益力の向上を図る □その他
小規模企業資金 （経営改善のための計画内容を記載）	□売上・受注の増加を図る　□収益力の向上を図る □その他
＜具体的内容＞	
□私（事業者）は、借換計画書に掲げる取組事項について融資金融機関に対して進捗の報告を行い、融資金融機関から取組状況に係る事後フォローを受けます。	

（様式第30号）

借　換　計　画　書

（事業承継・M&A促進資金　第３号）

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

借入申込の内容

融資対象既往借入金の状況

	資金名	借入日	当初借入額	現在残高	うち借換額	個人保証人の氏名
商工業振興資金		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
	小　　計				千円 (A)	
商工業振興資金以外の融資	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	うち借換額	個人保証人の氏名
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
		年　月　日	千円	千円	千円	
	小　　計				千円 (B)	
合　　計　※(A)と(B)の合計					千円 (C=A+B)	
新規借入額　※事業承継後の借換の場合は対象とならない。					千円 (D)	

□保証人（個人に限る。）を提供している借入金の借換であること。
□事業承継前の借入金の借換であること。

借入申込額　※(C)と(D)の合計	千円 (C+D)	

（様式第31号）

暴力団関係者でないことの誓約書

私（当社）は、山形県商工業振興資金の申請又は申込みを行うにあたり、次のいずれにも該当せず、また、将来においても該当することのないことを誓約します。

次のいずれかに該当することが判明したときは、直ちに当該山形県商工業振興資金の融資を行った金融機関に対し、繰上償還します。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2) 暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）
(3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
(4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
(5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
(6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
(7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

（様式第32号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（長期借換サポート資金）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）　　千円 従業員（常用（役員・家族除く））　　人
2	主たる事業の内容	
3	申込金額	運転資金　　千円（うち借換分　　千円）
4	取扱金融機関	
5	借入希望時期	令和　　年　　月　　日
6	借入希望期間	運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）
7	セーフティネット保証の認定	４号　・　５号
8	適用利率	％

※　添付書類
1　事業計画書（様式第12号）
2　信用保証協会に提出した事業計画書の写し
3　借換計画書（様式第34号）
4　資金償還計画書（様式第13号）
5　最近２か年の財務諸表
6　見積書及び図面等
7　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
8　必要となる許認可の写し
9　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
10　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
11　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
12　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（長期借換サポート資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第33号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（経営改善サポート再生支援資金）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）	千円
		従業員（常用（役員・家族除く））	人
2	主たる事業の内容		
3	申込金額	設備資金　　千円	運転資金　　千円 （うち借換分　　千円）
4	取扱金融機関		
5	借入希望時期	令和　　年　　月　　日	
6	借入希望期間	設備資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	
		運転資金　　年　　か月（うち据置　　年　　か月）	

※ 添付書類
1 事業計画書（様式第12号）
2 信用保証協会に提出する事業再生計画書の写し
3 借換計画書（様式第34号）
4 資金償還計画書（様式第13号）
5 最近２か年の財務諸表
6 見積書及び図面等
7 県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
8 必要となる許認可の写し
9 事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
10 お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
11 暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
12 その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（経営改善サポート再生支援資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

（様式第34号）

借　換　計　画　書

（　　資金）

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

借入申込の内容

融資対象既往借入金の状況					
資金名	借入日	当初借入額	現在残高	うち借換額	月々返済額
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
	年　月　日	千円	千円	千円	千円
小　　計				千円(A)	千円(C)
新規借入額				千円(B)	千円(D)

□**商工業振興**資金内での借換であること

借入申込額　※(A)と(B)の合計	千円(A+B)	千円(E)

今回の借入による効果

（C）＋（D）　＝	千円…	（F）新規借入のみをした場合の毎月返済額
（F）－（E）　＝	千円…	（G）毎月の返済負担軽減効果
（G）×（１２）　＝	千円…	（H）年間の返済負担軽減効果

取組事項（次の項目で該当する□に✔を入れ、具体的に記載してください。）

□売上・受注の増加を図る　　□収益力の向上を図る □その他
＜具体的内容＞

（様式第35号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

商工業振興資金（100億企業創出支援資金）認定申請書

標記融資制度を利用したいので、融資対象者として認定されますよう関係書類を添えて申請します。

記

1	資本金及び従業員	資本金（法人の場合）			千円	
		従業員（常用（役員・家族除く））			人	
2	主たる事業の内容					
3	申込金額	設備資金	千円	運転資金		千円
4	取扱金融機関					
5	借入希望時期	令和　　年　　月　　日				
6	借入希望期間	設備資金	年　　か月（うち据置　　年　　か月）			
		運転資金	年　　か月（うち据置　　年　　か月）			
7	山形県信用保証協会の利用予定	全額　　一部　　なし				

※　添付書類
1　事業計画書（様式第12号）
2　資金償還計画書（様式第13号）
3　最近２か年の財務諸表
4　見積書及び図面等
5　県商工業振興資金利用の状況（様式第14号）
6　必要となる許認可の写し
7　事業を行う場所の地図、会社パンフレット、製品カタログ等参考資料
8　お客さまの情報の提供等に関する同意書（様式第16号）
9　暴力団関係者でないことの誓約書（様式第31号）
10　その他知事が必要と認める書類

商工業振興資金（100億企業創出支援資金）認定書

申請事業計画を適当なものと認め、融資対象者として認定します。
なお、本書の有効期限を令和　　年　　月　　日としますので、有効期限内に融資を受けてください。

商経第　　号
令和　　年　　月　　日

山形県知事　　㊞

山形県商工業振興資金融資制度取扱要領

山形県商工業振興資金融資制度の実施については、山形県商工業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この取扱要領による。

第１節　共通事項

１　資金使途

事業承継・M&A促進資金第３号、開業支援資金、小規模企業資金、経営安定資金、中小企業再生支援資金第３号、同資金第４号及び経営改善サポート借換資金を除き、既往の借入金の借換は対象とならない。ただし、長期借換サポート資金及び経営改善サポート再生支援資金を利用する場合についてはこの限りではない。

２　償還方法

元金均等月賦償還とする。ただし、融資期間が１年以内の資金並びに脱炭素社会推進資金第３号及び流動資産担保資金についてはこの限りではない。

３　融資限度額

要綱別表融資限度額の欄に定める金額は、一企業当たりの融資残高の上限を定めるものである。

４　融資等の制限

(1) 不動産の売買契約、工事の請負契約、機械設備の発注など、契約の締結をもって事業に着手したものと取り扱い、既に事業に着手している場合には融資対象者として認定又は融資をしない。ただし、やむを得ない事情があるとして着手前に認定機関が承認した場合並びに経営安定資金、地域経済変動対策資金又は小規模企業資金を利用する場合はこの限りではない。なお、融資対象者として認定を受ける前に事業に着手する場合には、要綱の様式第26号及び認定機関が求める書類を提出のうえ協議を行い、承認を得なくてはならない。

(2) 事業を行うために必要となる許認可を得ていない場合には融資対象者として認定しない。ただし、許認可の取得が確実と認定機関が認める場合にはこの限りではない。

(3) 容易に他の目的に転用できる車両の購入や、賃貸や売却を目的とした土地の取得又は建物の整備は資金使途の対象として認定しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

① 地域産業振興特別資金の中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画に掲げる事業を行う場合

② 小規模企業資金

(4) 同一の事業に対して、この融資制度に基づく複数の資金を同時に利用することはできない。

(5) 認定機関は、当該年度における認定状況等を踏まえ、年度途中において認定申請書の受付を終了する場合がある。

５　指導等

取扱金融機関、商工会議所、商工会、信用保証協会、市町村及び県は、融資の実行や認定等に当たり、相互に連携をとりながら目的の達成、経営の改善等の指導を行うとともに、事後指導にも十分配慮するものとする。

また、政府系金融機関、小規模企業者等設備貸与事業又は高度化資金等にこの融資制度と同様の目的の特別融資制度がある場合には、これらの活用について十分配慮するものとする。

６　認定書の有効期間

原則として３か月以内とする。なお、有効期限は最長でも認定を行う年度の末日までとする。

また、認定後発生した事由により認定書の有効期間の延長が必要となる場合は、有効期間内に県に協議するものとする。

第２節　産業活性化支援資金

１　融資対象者

(1) 「新商品・新サービス」とは、対価を得て提供する商品、サービス（製品の製造を含む。）であって、融資を受けようとする者がこれまで提供してきた商品、サービスとは内容や手法が明らかに異なるものをいう。

「技術力・生産性向上」とは、単なる増産ではなく質的向上が図られるものをいう。

「集客力向上・販路拡大」とは、店舗の改装、新増改築、移転、展示会への出展、雇用の増大等により、来客数又は販売数を既存のものより増加させることをいう。

「試験研究・新商品の開発」とは、企業が競争力の強化を図るために、主体的に試験研究に取り組み、既存の商品とは全く異なる商品のほか、機能面又は性能面で既存の商品と差別化を図った商品を開発する場合をいう。

「DX（デジタルトランスフォーメーション）推進」とは、企業の生産性や付加価値を高め収益性向上を図るために、IoTやAI、ロボット等の先端技術を導入する場合をいう。

「人手不足の解消を図るための働きやすい職場環境の整備」とは、企業が人材確保や離職防止を図るために、雇用者向けの福利厚生施設・設備を整備する場合のほか、女性や高齢者、障がい者、外国人労働者等の多様な人材の活躍に資する施設・設備を整備する場合をいう。

(2) 「やまがたスマイル企業」とは、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む企業等として県の登録・認定を受けたものをいう。

「雇用者給与等支給額を年1.5%以上増加させる方針」とは、雇用者給与等支給額を、計画申請日を含む事業年度（ただし、令和６年４月１日以降に開始する事業年度に限る）又はその翌事業年度において、当該事業年度の直前の事業年度と比較し、1.5%以上増加させる方針をいう。

２　資金使途

当該事業を行うに必要な設備資金、運転資金とする。なお、当該事業に必要となる建物の建設経費及び用地の取得費用並びに新商品の開発、販売展開に際して市場動向調査を実施するために必要な資金を含む。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

第３節　地域産業振興特別資金

１　融資対象者

(1) 「経営力向上計画の認定」とは、中小企業等経営強化法第17条に定める経営力向上計画の認定をいう。

「農商工等連携事業の認定」とは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条に定める農商工等連携事業計画の認定をいう。

「中心市街地活性化基本計画」とは中心市街地の活性化に関する法律第９条に定める市町村が認定を受けた基本計画をいう。

「ＢＣＰ（事業継続計画）」とは、中小企業庁が定める中小企業ＢＣＰ策定運用指針に基づき策定された計画をいう。

「事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定」とは、中小企業等経営強化法第50条に定める事業継続力強化計画の認定又は同法第52条に定める連携事業継続力強化計画の認定をいう。

「事業用建築物の耐震改修」とは、建築士による耐震診断に基づく事業用建築物の改修、改築等をいう。ただし、改築等により建築物の面積が従前の面積を超えることとなる場合には、従前の面積に相当する部分とする。

(2) 「自動車、自動車部品又は航空機部品の生産設備」とは、専ら自動車、自動車部品、航空機部品又はこれらの製造装置を製造する生産設備をいう。

「有機エレクトロニクス関連製品の生産設備」とは、専ら有機エレクトロニクス関連製品を製造する生産設備をいう。

「バイオ技術」とは、医療・食品・環境等の分野における先端的な技術をいう。

「経営革新の承認」とは、中小企業等経営強化法第14条に定める経営革新計画の承認をいう。

「新分野進出」とは、現在の業種から、日本標準産業分類（令和５年７月改定）（以下、「産業分類」という。）において、中分類が異なる業種（不動産賃貸業等を除く。）に新たに進出する場合をいう。なお、別会社又は組合を設立して新分野進出を行うときは、当該別会社又は組合を融資対象者とする。

「地域経済牽引事業計画の承認」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条に定める地域経済牽引事業計画の承認をいう。

(3) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」とは、経済産業省が実施する当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「中小企業まるっとサポート補助金」とは、当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「100億宣言企業応援補助金」とは、当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「先端設備等導入計画の認定」とは、生産性向上特別措置法第40条に定める先端設備等導入計画の認定をいう。

「中小企業等事業再構築促進事業補助金」とは、経済産業省が令和２年度から令和６年度に実施した当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「中小企業新事業進出補助金」とは、経済産業省が実施する当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「中小企業成長加速化補助金」とは、経済産業省が実施する当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「中小企業省力化投資補助金」とは、経済産業省が実施する当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「小規模事業者持続化補助金」とは、経済産業省が実施する当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「デジタル化・ＡＩ導入補助金」とは、経済産業省が実施する当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」とは、厚生労働省が実施する当該補助事業に採択された事業主体に対する補助金をいう。

「ＤＸ認定」とは、情報処理の促進に関する法律第31条に定める情報処理システムの運用及び管理に関する指針が経済産業省令で定める基準に適合するものであることの認定をいう。

２　資金使途

当該事業を行うに必要な設備資金、運転資金とする。なお、当該事業に必要となる建物の建設経費及び用地の取得費用並びに新分野での事業展開に際して市場動向調査を実施するために必要な資金を含む。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

ただし、地域経済牽引事業計画の承認、経営革新の承認、先端設備等導入計画の認定、経営力向上計画の認定、農商工等連携事業の認定、ＤＸ認定又は事業継続力強化計画若しくは連携事業継続力強化計画の認定を受けて事業を行う場合にあっては、当該承認又は認定を受けた計画に従って行われる事業に必要な資金とする。

山形のうまいもの創造支援事業費補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、中小企業まるっとサポート補助金、100億宣言企業応援補助金、中小企業等事業再構築促進事業補助金、中小企業新事業進出補助金、中小企業成長加速化補助金、中小企業省力化投資補助金、小規模事業者持続化補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金又は中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）を受けて事業を行う場合にあっては、当該助成等を受けた取組みを実施するために必要な資金とする。ただし、助成等対象経費で助成金の部分及び助成等の認定を受けた事業以外の経費は対象外とする。

中心市街地活性化基本計画の事業を行う場合にあっては、当該認定を受けた市町村の基本計画に従って行われる事業に必要な資金とする。

事業用建築物の耐震改修を行う場合にあっては、当該改修、改築等に必要な設備資金とする。

第４節　事業承継・M&Ａ促進資金

１　融資対象者

(1)　「経済産業大臣の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項に規定する経済産業大臣の認定をいう。

(2)　「事業を承継しようとするもの」とは、中小企業者が他の事業者から事業の全部または一部の譲渡を受け、当該事業を承継しようとするもの又は従業員等が事業者から事業の全部若しくは一部の譲渡を受け、当該事業を承継して県内において開業しようとするものをいう。

(3)　「新商品・新サービスの提供、技術力・生産性の向上、集客力向上・販路拡大、試験研究・新商品の開発のいずれかを目的とするもの」とは、「産業活性化支援資金」の融資対象者に準じて判定する。

(4)　「第二創業」とは、既に事業を営んでいる中小企業者において事業を引き継ぐ者が当該事業を承継する場合に業態転換や新分野に進出する場合をいう。

(5)　「業態転換」及び「新分野に進出」とは、現在の業種から、産業分類において中分類が異なる業種（不動産賃貸業等を除く。）に新たに進出する場合をいう。なお、「業態転換」は、既存事業の廃業が伴うものをいう。

(6)　「自社の株式を取得しようとするもの」とは、中小企業者が議決権の相当の割合を確保する目的で、当該中小企業者が発行した株式のうち当該中小企業者以外の者が有している株式を取得しようとするものをいう。

(7) 「経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者」の本資金の利用に際しては、信用保証協会の近代化資金保証制度（特定経営承継関連）を利用することを必須要件とする。
(8) 「経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人」の本資金の利用に際しては、信用保証協会の近代化資金保証制度（特定経営承継準備関連）を利用することを必須要件とする。

2 資金使途

「他の事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継しようとする」場合にあっては、当該事業用資産等の取得等承継に必要な設備資金及び承継に必要な運転資金とする。ただし、有価証券の取得については、当該事業の承継に密接に関係するものに限る。

「第二創業を図ろうとする」場合にあっては、当該事業を実施する、及び既存事業の廃業を実施するのに必要な設備資金及び運転資金とする。

「自社の株式を取得しようとする」場合にあっては、当該株式の取得に必要な資金とする。

「経済産業大臣の認定」を受けたものについては、当該事業用資産等の取得に必要な資金その他の認定計画に基づく事業承継に必要な設備資金及び運転資金とする。

「信用保証協会の事業承継特別保証制度又は近代化資金保証制度（経営承継借換関連)」を利用するものについては、事業承継に必要な設備資金及び運転資金並びに保証人（個人に限る。）を提供している既往の借入金の返済資金とする。ただし、事業承継特別保証制度を利用する場合において、令和２年１月１日から令和７年３月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないものについては、事業承継前における保証人（個人に限る。）を提供している既往の借入金の返済資金のみとする。

借換することができるのは、信用保証協会の事業承継特別保証制度又は近代化資金保証制度（経営承継借換関連）を利用する場合に限る。ただし、長期借換サポート資金及び経営改善サポート再生支援資金を利用して借換をする場合についてはこの限りではない。

借換することができる既往の借入金は、事業承継前における保証人（個人に限る。）を提供しているものに限る。ただし、長期借換サポート資金及び経営改善サポート再生支援資金を利用して借換をする場合についてはこの限りではない。

なお、当該事業に必要となる建物の建設経費及び用地の取得費用を含む。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

第５節 開業支援資金

1 融資対象者

(1) 「県内に居住」とは、個人にあっては県内に住民票を有すること、法人にあっては主たる事業所が県内に所在することをいう。ただし、県内に居住するものを１名以上雇用する場合にあっては県内に居住しているものとみなす。
(2) 「開業しようとするもの」とは、事業を営んでいない個人が県内において開業する（特定非営利活動法人の設立を含む。）場合のほか、法人が別法人を設立する場合であって信用保証協会の近代化資金保証制度（創業関連）又はスタートアップ創出促進保証制度を利用する場合を含むものとする。ただし、事業開始後５年未満の場合を含む。
(3) 「創業塾を修了して新たに開業する」とは、事業を営んでいない個人が、（公財）やまがた産業支援機構、商工会議所又は商工会が実施する創業塾その他これに準ずるものを受講し、修了証の交付を受けて、県内において開業することをいう（産業競争力強化法に基づき、市町村等が実施する特定創業支援等事業による支援を受け証明書等の交付を受けて新たに開業する場合を含む)。ただし、事業開始後５年未満の場合を含む。
(4) 「やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金（創業支援事業）を受けて新たに開業する」とは、事業を営んでいない個人が、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金交付要綱別表事業区分の欄中「２ 創業支援事業」により、商工会議所が行う新規創業者の初期経費に対する助成の交付決定を受けて、県内において開業することをいう。ただし、事業開始後５年未満の場合を含む。
(5) 「55歳以上の者」とは、認定機関において当該資金の認定申請書が受理された時点で満年齢が55歳以上である者をいい、「35歳未満の者」とは、認定機関において認定申請書が受理された時点で満年齢が35歳未満である者をいう。
(6) 「県外から移住した者」とは、認定機関において当該資金の認定申請書が受理された時点で、居住地を県外から県内に移して２年以内である者をいう。ただし、県内の市町村において総務省の地域おこし協力隊として委嘱されたものは、任期満了後１年以内である者を「県外から移住した者」として取り扱う。
(7) 「再起業に取り組むもの」として利用する場合は、信用保証協会における近代化資金保証制度（再挑戦支援）を利用することを必須要件とする。

２　資金使途

当該事業を行うに必要な設備資金（入居保証料等及び賃借建物の改装改造等を含む。）及び運転資金とする。

借換することができるのは、産業活性化支援資金の融資対象者に準じた事業を行うため本資金を利用する場合に限る。ただし、長期借換サポート資金及び経営改善サポート再生支援資金を利用して借換をする場合についてはこの限りではない。

借換することができる既往の借入金は、本資金（当初の返済条件どおり遅滞なく返済が行われているものに限る。）に限る。ただし、長期借換サポート資金及び経営改善サポート再生支援資金を利用して借換をする場合についてはこの限りではない。

なお、当該事業に必要となる建物の建設経費及び用地の取得費用を含む。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

第６節　観光振興資金

１　融資対象者

⑴　「観光施設」とは、観光客の利用に供するためのスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、交通施設及び販売施設並びに容易に他の目的に転用できない観光関連の設備及び機械をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する営業に用いられる施設を除く。

なお、資金の認定にあたっては、自然環境又は既存の観光施設との調和、文化面での配慮、県・市町村の観光振興に関する計画等に十分留意する。

⑵　「旅館業を営むもの」とは、旅館業法に基づく旅館営業、ホテル営業を行うもの、及びこれらのものが源泉管理等の目的のために設立した法人をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項第４号に規定する営業を営むものを除く。

「既存設備の改善等」とは、内部改装、客室設備等の改善、食堂、宴会場、浴場、ロビー、庭園等の共同施設整備及び既存設備の維持補修等をいう。

２　資金使途

当該事業を行うに必要な設備資金、運転資金とする。なお、当該事業に必要となる建物の建設経費、用地の取得費用、駐車場として整備し利用するための土地取得に要する資金を含む。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

旅館業を営むものであって、既存設備の改善等により、顧客サービスの向上を図ろうとするものについては、設備資金のみを対象とする。

第７節　産業立地促進資金

１　市町村の協力

⑴　本資金は県と市町村が協力して目的を達成するものであるため、本資金の利用にあたっては、市町村の協力（原資協調）を必須要件とする。

⑵　⑴の協力（原資協調）を行う市町村は、認定申請の際に、市町村における資金制度の規定等、認定書の写し、及び意見書（様式第15号）を県に提出するものとする。

⑶　市町村は、当該資金の貸付を受けようとするものの事業の認定を行った場合は、融資実績に応じ、取扱金融機関に対し融資原資を預託するものとする。

２　融資対象者

⑴　「工業団地等」とは、工場立地法に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区（農工団地）、都市計画法に基づく工業専用地域、並びに国若しくは地方公共団体（これらの出資又は出捐金が50％を超える関係機関を含む。）によって造成された工業団地及び業務団地（旧頭脳立地法第７条に規定する業務用地）をいう。

⑵　「立地」とは、工業団地等の土地の取得等（リースを含む。）とともに移転又は新設を行う場合をいう。

なお、この場合における土地の取得時期と設備投資の時期については必ずしも同時期である必要はなく、当初で計画した数次に渡る設備投資も対象とする。

⑶　「本県産業の高度化に資する」とは、品質、性能の向上した新製品の創出、新たなサービスの開発、高度技術を用いた生産の効率化、経営の能率向上などにより、県内産業の中核的役割に寄与するものをいう。

(4) 「大規模な立地」とは、土地取得を除いた総投資額が15億円以上となるもので、かつ新たな県内の常用雇用者を20名以上創出するものをいう。
(5) 「県外から新たに県内に立地する」とは、県外に本店を有し、かつ県外の資本が過半数を出資するものが、県内に新規に立地する又は新たに別会社若しくは組合を設立し新規に立地するもので、かつ新たな県内の常用雇用者を２名以上創出するものをいう。
(6) 「山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地するもの若しくは本社機能を移転するもの」とは、山形県企業立地促進補助金交付要綱別表の区分「７　新設（物流関連施設、一般)」又は「９　新設（本社機能移転)」に該当する補助金を受けて立地するものをいう。
(7) 「増設・増築」とは、工業団地等又は立地を行った先の敷地内において、工場等の事業用面積が増加する建物の建設及び増改築をいう。

３　資金使途

立地又は増設・増築を行うために必要な設備資金（入居保証料等及び賃借建物の改築改造等を含む。)、運転資金とする。なお、当該事業と同時期に行われる設備の導入並びに土地取得に要する資金を含む。ただし、老朽化等による単なる設備等の更新は含まない。

設備投資に先行して要する土地取得資金は、立地の計画が確実なものであり、事業所又は工場等の建設の着工が土地取得後概ね３年以内に見込まれる場合に対象とする。

４　融資利率

「短期プライムレート」は山形県指定金融機関の短期プライムレートを基準とし、当該利率から1.275％を差し引いた利率を適用することとし、短期プライムレートの変動による既往融資の利率は、変動の日以後に到来する最初の利払日の翌日から適用する。

第８節　環境保全促進資金

１　融資対象者等

(1) 「産業廃棄物処理業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この節において「法」という。）に規定する事業者並びに産業廃棄物処理業者及び再生利用産業廃棄物処分業者（知事の指定を受けたものに限る。）をいい、収集、運搬のみを行うものを除く。

産業廃棄物処理業者にあっては、法に基づく許可を受け又は許可を受ける見込みのあるものに限る。

(2) 「産業廃棄物処理施設」とは、産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場及び再生処理施設並びにこれらに付随して行う産業廃棄物の処理等に要する設備（以下「処理施設等」という。）であって、法に基づく設置許可が必要とされるものは、設置者が当該許可を受けていることを前提とする。

また、受託による処理等を行う処理施設等の場合は、原則として主に県内業者から排出された産業廃棄物の処理等を行う処理施設等とする。

２　資金使途

処理施設等の整備（既設設備の拡充、改善による場合は新たな産業廃棄物の対象化や既存の処理形態に大幅な変化をもたらすものに限る。）を行うために必要な設備資金、運転資金とする。また、施設整備と同時期に行われる土地取得に要する資金を含む。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

第９節　小規模企業資金

１　県特

本資金の利用に際しては、信用保証協会における小額融資保証制度（県特）の保証を利用することを必須要件とする。

２　特別小口

本資金の利用に際しては、信用保証協会における小額融資保証制度（特別小口）の保証を利用することを必須要件とする。

３　小口零細

本資金の利用に際しては、信用保証協会における小口零細企業保証制度の保証を利用することを必須要件とする。

4　借換することができるのは、借換により資金繰りを安定させ、財務体質の改善の効果が見込まれる場合に限る。
　借換することができる既往の借入金は、本資金（当初の返済条件どおり遅滞なく返済が行われているものに限る。）に限る。ただし、長期借換サポート資金及び経営改善サポート再生支援資金を利用して借換をする場合についてはこの限りではない。

第10節　経営安定資金

1　売上高（特定非営利活動法人にあっては売上高に相当する収益。以下同じ。）・売上総利益（特定非営利活動法人にあっては売上総利益に相当する利益。以下同じ。）の減少については、財務諸表、月次試算表、売上台帳、仕入台帳等により確認する。

2　「取引先又は他社（県外企業を含む。）の倒産等により経営に支障をきたしているもの」とは、直接取引先が倒産し影響をうけるもののほか、間接的に倒産会社の手形を所持すること等により影響を受けるものも対象とする。

3　局地的な災害により被害を受けたもの
(1)　「局地的災害」とは、山形県内で生じた暴風雨、豪雨、台風、地震、豪雪等の自然現象、又は大規模な火事、爆発等とし、県内中小企業者が受けた被害の程度を勘案し、知事がその都度指定する。ただし、本取扱要領第15節第１項(1)に定める災害とは重複しない。
(2)　「事務所又は主要な事業用資産」とは、事業活動の拠点たる建物、構築物、支所、出張所、倉庫等（借用したものであって、被害を受けた中小企業者の負担により復旧する必要があるものを含む。）をいい、事業に係る機械設備、原材料、商品、在庫品等を含む。ただし、事業者及びその家族等の居住する住宅部分は対象外とする。
(3)　「被害を受け、今後３か月の売上高が前年同期に比し20％以上減少する見込み」とは、当該災害により事業所又は主要な事業用資産について、物的被害又は風評被害を受けたために売上高が減少することが見込まれることをいう。
(4)　融資の対象となる者は、当該災害により事業所又は主要な事業用資産について被害を受け、その旨市町村長から証明を受けたものとする。ただし、市町村において証明を行わない場合は、事業用資産の被害状況を示す写真等により認定機関が確認を行う。
(5)　融資の取扱期間及び融資対象となる市町村の区域は、知事がその都度指定する。
(6)　資金使途は、物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び経営の安定に必要な運転資金とする。ただし、設備資金の場合は、原形復旧に必要とする資金を限度とする。

4　借換することができるのは、借換により資金繰りを安定させ、財務体質の改善の効果が見込まれる場合に限る。
　借換することができる既往の借入金は、本資金（当初の返済条件どおり遅滞なく返済が行われているものに限る。）に限る。ただし、長期借換サポート資金及び経営改善サポート再生支援資金を利用して借換をする場合並びに信用保証協会における緊急短期資金保証を利用している場合についてはこの限りではない。

第11節　地域経済変動対策資金

1　融資対象者
(1)　融資の対象となる経済変動事象は、消費税率引上げ、為替変動、電気料金値上又は原油・原材料高騰等、地域経済に大きな影響を及ぼす事象とし、知事がその都度指定する。
(2)　融資の取扱期間は、知事がその都度指定する。

2　売上高・売上総利益の減少については、財務諸表、月次試算表、売上台帳、仕入台帳等により確認する。

3　電気料金請求額の増加については、電気事業者からの請求書等により確認する。「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」は月次試算表等により確認する。

第12節　中小企業再生支援資金

1　中小企業活性化協議会若しくは金融機関の支援を受けて経営改善計画を策定及び実行に取り組み、経営の改善が見込まれるもの
(1)　融資対象者等
①　この制度により融資を受けられるのは、次の全てに該当するものをいう。

イ　景気の低迷等により経営の安定に支障を生じており、最近の決算で二期連続して経常赤字、直近決算で債務超過、過剰債務又はそれに準ずるものであること。

ロ　中小企業活性化協議会又は金融機関からの支援を受けながら、具体的で実現可能な経営改善計画を策定していること。

ハ　経営改善計画は、その達成に要する資金を融資する金融機関（以下「支援金融機関」という。）の承認を受けていること。

ニ　中小企業活性化協議会又は金融機関から、財務指導、経営指導等の経営の改善を図るために必要な支援を受けること。

② 「経営の改善が確実に見込まれるもの」とは、中小企業活性化協議会又は金融機関からの支援を受けながら新商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供などの経営改善に向けた新たな事業活動を行い、その結果、黒字転換、債務超過・過剰債務の解消が見込まれるものをいう。

③ 「中小企業支援機関」とは、（独）中小企業基盤整備機構、（公財）やまがた産業支援機構、商工会議所又は商工会をいう。

(2) 資金使途

経営改善計画に基づき新たな事業活動を行うために必要な設備資金、運転資金とする。

(3) 報告

本資金により貸付を受けた者（以下「本資金利用者」という。）及び支援金融機関は、経営改善計画の進捗状況等について、融資実行後、経営改善計画が終了するまでの期間において、本資金利用者の決算期毎に経営改善計画実施状況報告書（別記様式第１号）を当該決算期の末日の翌日から３か月以内に提出しなければならない。

２　事業再生保証制度を利用して再生に取り組むもの

本資金の利用に際しては、信用保証協会における事業再生保証制度の保証を利用することを必須要件とする。

３　事業再生円滑化関連保証制度を利用して再生に取り組むもの

本資金の利用に際しては、信用保証協会における事業再生円滑化関連保証制度の保証を利用することを必須要件とする。

第13節　経営改善サポート借換資金

１　条件変更改善型借換保証の利用

本資金の利用に際しては、信用保証協会における条件変更改善型借換保証制度を利用することを必須要件とする。

２　資金使途

(1) 条件変更改善型借換保証制度を利用する際に策定した事業計画書に従って行われる事業に必要な設備資金及び運転資金とする。

なお、借換することができる既往の借入金は、条件変更改善型借換保証制度の対象となる借入金であるため、商工業振興資金以外の借入金も対象とすることができる。

(2) 「新商品・新サービスの提供、技術力・生産性の向上等を図るための事業」とは、「産業活性化支援資金」の融資対象者に準じて判定する。

第14節　流動資産担保資金

本資金の利用に際しては、信用保証協会における流動資産担保融資保証制度を利用することを必須要件とする。

第15節　災害対策資金

１　融資対象者

(1) 融資の対象となる災害は、暴風雨、豪雨、台風、地震、豪雪等異常な自然現象、又は大規模な火事、爆発等とし、被害の程度を勘案し、知事がその都度指定する。

(2) 融資の対象となる者は、当該災害により事業所又は主要な事業用資産が、全壊・半壊、その他これらに準ずる被害を受け、その旨市町村長から証明を受けたものとする。

(3) 融資の取扱期間は、知事がその都度定めるが、国による激甚災害の指定を受ける場合は、原則として当該災害の発生したときから、当該指定を受けるまでの期間とする。

２　資金使途

物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金とする。ただし、原形復旧に必要とする資金を限度とする。

第16節　脱炭素社会推進資金

１　融資対象者

(1)　「省エネルギー化を図る」とは、単なる老朽化などによる設備等の更新によるものではなく、質的向上により省エネルギー化を実現することをいう。

「温室効果ガスの排出抑制施設の整備を行うもの」とは、温室効果ガスの排出抑制に効果を持つ生産設備を整備することをいう。

「脱炭素化に係る設備等を導入（経費を含む）するもの」とは、脱炭素化に効果を持つ生産設備を導入することをいう。

(2)　「再生可能エネルギー発電設備の生産設備」とは、専ら再生可能エネルギー発電設備に使用される生産設備又はその部品の製造装置を製造する生産設備をいう。

(3)　「再生可能エネルギーを活用した電力供給事業を行うもの」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第９条第３項の規定により経済産業大臣の認定を受けたものをいう。

(4)　「大規模」とは、発電設備の合計出力が概ね1,000ｋW以上のものをいう。

(5)　「再生可能エネルギー発電設備を導入する」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第２条第３項に定める再生可能エネルギー発電設備を導入するものをいう。

２　資金使途

当該事業を行うに必要な設備資金、運転資金とする。ただし、第３号及び第４号の場合は設備資金のみとする。なお、当該事業に必要となる建物の建設経費及び用地の取得費用も対象とする。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

第17節　長期借換サポート資金

１　融資対象者

本資金の利用に際しては、信用保証協会における長期借換保証制度の保証を利用することを必須要件とする。ただし、中小企業信用保険法第２条第５項第４号又は同項第５号の規定による認定を受けているものに限る。

２　資金使途

事業計画に基づき経営の安定や改善を行うために必要な資金とする。

借換することができるのは、山形県商工業振興資金の既往保証付き債務に限る。なお、新規借入額は借換額を超えることはできない。

第18節　経営改善サポート再生支援資金

１　融資対象者

本資金の利用に際しては、信用保証協会における事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の保証を利用することを必須要件とする。

２　資金使途

事業再生計画に基づき経営の安定や改善を行うために必要な資金とする。

借換することができるのは、山形県商工業振興資金の既往保証付き債務に限る。

第19節　100億企業創出支援資金

１　融資対象者

(1)　「100億宣言企業」とは、中小企業庁が実施する「100億宣言」を行い、ポータルサイトに宣言が掲載されている事業者をいう。

(2)　「新商品・新サービス」、「技術力・生産性向上」、「集客力向上・販路拡大」、「試験研究・新商品の開発」とは、「産業活性化支援資金」の融資対象者に準じて判定する。

２　資金使途

当該事業を行うに必要な設備資金、運転資金とする。なお、当該事業に必要となる建物の建設経

費及び用地の取得費用並びに新商品の開発、販売展開に際して市場動向調査を実施するために必要な資金を含む。用地の取得費用は、事業開始計画が確実なものであり、建物、設備等の取得を経た事業の開始が土地取得後概ね１年以内に見込まれる場合に対象とする。

附　則（令和８年３月30日改正）

１　この要領は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要領の施行前に、改正前の山形県商工業振興資金融資制度取扱要領に基づき取扱金融機関が行った融資に係る取扱いについては、改正後の取扱要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（別記様式第１号）

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者氏名

住　　所
取扱金融機関
代表者氏名

経 営 改 善 計 画 実 施 状 況 報 告 書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で認定を受けた経営改善計画の実施状況は下記のとおりです。

記

１　経営改善計画の取り組み成果（実績）

２　計画と実績とに差異が生じている場合はその原因と今後の対策

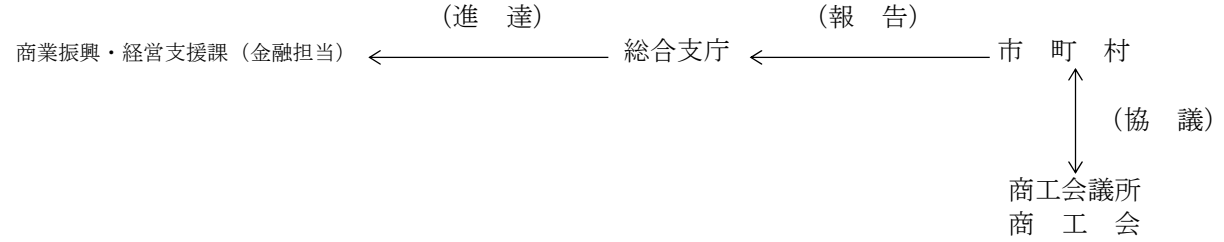
※添付書類
・直近決算期における財務諸表
・事業損益計算書（年次・対比）

山形県商工業振興資金（災害対策資金）に係る
商工業関係被害の調査実施要領

第１　調査目的

この調査は、災害発生時における県内中小企業者の被害状況を把握し、早期復旧を促進するとともに、山形県商工業振興資金融資制度（災害対策資金）の発動の参考とする。

第２　組　　織



第３　調査方法

１　調査は、県商業振興・経営支援課から調査依頼があった時及び市町村において、相当規模の被害（事業用資産の全壊、半壊、その他これに準ずる被害をいう）が見込まれる時に実施する。

２　調査にあたり、市町村は商工会議所、商工会と十分協議し、地区内を巡回し現地確認のうえ別紙により報告する。

３　被害額の見積りについては、被害前の現状に回復するために必要な額とする。

４　被害額の調査と同時に、資金需要見込額についても調査する。

別　紙

企　業　名	所　在　地	被　害　状　況	被害額　その他